

ユーミット株式会社

指定訪問介護事業・指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、ユーミット株式会社（以下「事業者」という。）が開設する、ユーミット訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態〔指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下〔要介護者〕という。）に対し、適正な指定訪問介護〔指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業所の従業員は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

3 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 ユーミット訪問介護事業所

二 所在地 茨城県つくば市梅園二丁目5番地3号 梅園スクエアA棟101

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護事業・指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業第1号計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上

訪問介護員等は、訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 平日（定休日：土日祝および12月29日～1月3日）

二 営業時間 9：00～18：00とする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

四 訪問サービスは年中無休（12月29日～1月3日を除く）

（事業の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

一 身体介護

二 生活援助

2 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、つくば市が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

一 生活援助

- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 km30円（税抜）

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、茨城県つくば市、土浦市、牛久市、稲敷郡阿見町を主とする。ただし指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号についての実施地域はつくば市のみとする。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第 11 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 一 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
 - 二 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - 三 体調不良等によって訪問介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（その他運営に関する留意事項）

第 12 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
- 二 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ユーミット株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（人権擁護・虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。虐待を防止するために、従業者に対する講習を実施する。

- 2 虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 3 虐待の防止等のための責任者を設置する。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 虐待が疑われる事案が発見した場合は、速やかに市へ通報する。

（身体的拘束等の禁止）

第 14 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - 一 利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - 二 身体的拘束等を行う以外に利用者の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - 三 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 事業所は、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 二 身体拘束等適正化委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 三 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 四 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（就業環境の確保）

第17条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規定は、令和元年5月7日から施行する。

2、この改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

3、この改正規定は、令和2年9月3日から施行する。

4、この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

5、この改正規定は、令和5年11月1日から施行する。

6、この改正規定は、令和7年2月1日から施行する。

7、この改正規定は、令和7年5月17日から施行する。